

# 非財務情報に対する保証の現状と課題

大田 博樹

## 1. はじめに

2005年4月に「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法）が施行され、特定の事業者<sup>1</sup>は環境報告書を作成することが義務化された。また、さらに、特定事業者は自ら環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての評価を行うことが求められることになった。

一方、現在開示されている環境報告書やCSR報告書のような非財務情報の多くは自主的に開示されており、環境省の調査<sup>2</sup>によると、2006年度に環境報告書を開示している企業は1,049社にのぼるといふ。この数字は、調査対象企業の約64%にあたり、多くの企業から非財務情報が開示されていることが分かる。

しかし、上記のような自主的に開示される非財務情報については、その情報の重要性が認識されているものの、開示に関する規制がないため、非財務報告書において企業の社会貢献活動を紹介する一方で、消費者を裏切るような不祥事事件を起こす企業も少なくないのが現状である。また、開示される情報について、その信頼性をチェックするシステムがないことも問題になっている。その結果、非財務報告書の信頼性が低下してしまい、報告書そのものの価値がなくなってしまう危険性がある。したがって環境配慮促進法において環境報告書の自己評価を求める動きは、非財務報告書を取りまく現在の状況を考えれば当然の流れだと言える。

本稿では、CSR報告書のような非財務情報の信頼性確保のための審査、保証

の現状と今後の課題について考察する。

## 2. 非財務情報の現状

### 1) 非財務情報の意義

近年、企業活動のグローバル化や社会責任投資（SRI：Socially Responsible Investment）の登場、利害関係者の多様化などにより、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）が注目されるようになってきている。CSRは環境問題に加え、社会的側面や経済的側面から企業の社会的責任を捉えるもので、その範囲は基本的な法令遵守から環境問題、災害援助、地域社会での活動など多岐に渡っている。

1997年に京都で開かれた「気候変動枠組条約第3回締結国会議」で、日本は2008年から2012年の間に、温室効果ガスを1990年比で6%削減することが義務づけられた。そして、日本では京都議定書の採択を受けて、環境問題に取り組むためのフレームワークとして地球温暖化対策推進法が成立した。日本では、このような規制に加え、高度経済成長期における公害問題を背景に環境問題への関心の高くなっており、環境に関するCSR活動が積極的に行われているのが特徴となっている。企業がCSR活動を行なうのは、かつての公害問題による損害賠償とはその目的が違い、必ずしも企業にとってのコストではなく、CSR経営によって企業価値を高めたり、あるいはリスク回避をするなど企業にとっては、将来への投資としての意味があると考えられるようになってきた。例えば、富士ゼロックスは、CSRに取り組むことによってマネジメント・プロセスを再活性化させ、これまであったプロセスをCSRの観点から再点検することで、課題が明らかとなりの確に対応することが可能になったという。また、CSR活動は部門横断の活動であるため、部門間の連携の強化にも役に立ったとしている<sup>3</sup>。そのため、CSRは企業経営にとって重要なキーワードになっていることが分かる。

環境省の調査<sup>4</sup>によると、CSRを意識した企業経営について「実施している」と回答した企業は62.2%、「実施に向けて現在検討している」と回答した企業は27.8%で、経営者の9割がCSRを意識した企業経営が必要であると認識して

いるという。そして、環境やCSRに関するデータを「一般に情報を公開」および「特定の取引先、金融機関等一部を対象に公開」している企業は、2005年度の調査で58.9% (1,585社) にのぼり、前年度調査よりも14ポイントも増加している。このようなCSR情報を開示する目的としては、「情報提供等の社会的な説明責任を果たすため」と回答した企業が80.6%と一番多くなっている。続いて、「利害関係者とのコミュニケーションのために公開している」が69.6%、「環境やCSRに関する取組のPRのため」が57.6%となっている。この調査結果から、企業がCSR情報を開示することの重要性を認識していることが分かる。

一方で、CSRに関する情報を利用する立場からも、その重要性は高まっており、SRIでは、企業の財務情報以外にCSRなどの情報を評価基準として採用している。日本国内でのSRIには、厚生年金基金連合会の「コーポレート・ガバナンスファンド」<sup>5</sup> や住信アセットマネジメントの「グッド・カンパニー」<sup>6</sup> などがあるが、例えば、厚生年金基金連合会の銘柄選定の際の評価基準には、①株主価値重視の経営、②情報開示・説明責任、③取締役会、④役員報酬システム、⑤コンプライアンスとリスク管理、などが挙げられている。

その他、消費者などの利害関係者からも企業に社会的責任を求める声が高まっている。内閣府が行った国民生活モニター調査<sup>7</sup>によると、企業が社会的信用を得るためにさらに力を入れるべきものについての質問に対して、70.5%「環境保護」を挙げており、続いて「顧客重視」が66.6%、「情報開示による透明性」が60.1%となっている。他方、「利益の増大」や「安定配当」などと回答した人は、15%以下となっている。以上のことから、CSRなどの非財務情報の重要性を指摘することが出来る。

## 2) 非財務情報の開示状況

現在、日本で開示されているCSRに関する報告書には、環境報告書やCSR報告書など様々な種類がある。環境省の調査によると、環境報告書を利用して環境情報を開示している企業は、2001年度が579社、2003年度が743社、そして2005年度は933社となっており、年々増加している<sup>8</sup>。日本では、環境問題への関心の高さから環境報告書が多く開示されていたが、最近では企業の社会的責任として環境面だけではなく、経済や社会面でも責任を果たしていくというGRI

の影響を受け、日本でも環境報告書よりもより範囲の広いCSR報告書を開示する企業が増加してきた。2003年度、何らかの非財務情報を開示する企業のうち84%は環境報告書を開示していたが、その後、2004年度では62%、2005年度は41%、そして2006年度では21%にまで減少している。

一方、CSR報告書を開示している企業は、2006年度には34%にまで増加しており、環境報告書よりも13ポイントも多くなっている。2006年度は、その他に社会環境報告書も34%、サステナビリティ報告書が5%となっており、開示する情報の範囲が拡大してきていることが分かる<sup>9</sup>。しかし、前出の環境省の調査によると、環境報告書を作成している企業のうち62.7%が環境面だけでなく社会面や経済面に関する情報を記載していると回答していることから、報告書の名称で詳細に分類することは難しくなっている。したがって、ここでは環境報告書やCSR報告書、社会環境報告書などを非財務報告書として認識することとする。

まず、CSR情報の開示状況について、環境省の調査によると、環境やCSRに関するデータ、取組等の情報を一般に公開している企業は、2005年度は50.3%（2004年度は35.5%）で、公開していない企業の40%（2004年度は53.8%）を大きく上回る結果となっている。前年度比でも、公開している企業が大きく伸びていることが分かる。

業種別の開示状況は、1位が電気・ガス等供給業で83.3%、2位は製造業で60.9%、3位は金融・保険業で59.7%となっている。1位と2位は、環境問題など社会への影響を考えると当然の結果と思われるが、3位に入っている金融・保険業は、一般的には社会への影響は少ないように感じられるのにもかかわらず、6割近くの企業がCSR情報を開示している。その背景には、間接的にCSRにアプローチをしようとする活動が考えられる。たとえば、金融機関がSRIを普及させることで、CSR活動に積極的な企業を支援することが可能となり、またNPOへの経済的支援によりCSR活動を行うことも可能となる。今後は、社会への直接的な影響度に関係なく、CSR活動が行われていくことが予想される。

次に、これらのCSR情報を開示している企業の中で、58.9%の企業が非財務報告書を作成していると回答している。報告書の作成企業も年々増加しており、今後も増加すると予想される。情報公開の目的に関しては、「情報提供等の社

会的な説明責任を果たすために公開している」が80.6%、「利害関係者とのコミュニケーションのために公開している」が69.6%、「環境やCSRに関する取組のPRのために公開している」が57.6%となっている。

非財務報告書の開示媒体については、2005年度は77.8%の企業が冊子とホームページと回答している。冊子のみは6.5%、ホームページのみは13.6%となっており、この傾向は2003年度から大きな変化はない。

最後に、環境報告書を冊子で発行している企業の配布先については、次のようになっている。一番多かったのが「仕入・販売等の取引先」で72%、続いて「役員・従業員及びその家族」が69.9%、「株主・金融機関・投資家」が64.8%、「行政機関」が57.3%となっている。企業がCSR情報を開示する目的として7割近くが「利害関係者とのコミュニケーションのため」と回答しているのに対して、実際に外部の利害関係者に情報を提供している企業は6割強になっており、今回の調査では企業は積極的に利害関係者に働きかけていないことが明らかとなった。また、仕入・販売等の取引先が高いポイントを示している背景には、サプライ・チェーン・マネジメントのため取引先にCSR情報を開示していることが考えられる。

### 3) 非財務情報開示に対するガイドライン及び法規制

現在、非財務情報に関する複数のガイドラインが公表されている。これらのガイドラインには強制力はないものの、他社の報告書との比較可能性の確保などの効果が期待されている。このような報告書のガイドラインとして現在、日本企業の非財務情報の開示に影響を与えているのが、環境省が公表している「環境報告書ガイドライン」とGRI (Global Reporting Initiative) が公表している「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」である。

環境省は環境報告書を環境コミュニケーションのための重要なツールであるとともに企業が社会に対して説明責任を果たすための手段であるとの認識のもとに、2003年「環境報告書ガイドライン」を公表した。その他、環境問題に対して、1999年には「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン」の中間取りまとめを公表し、2000年に「環境会計システムの導入のためのガイドライン」、2002年と2005年にそれぞれ「環境会計ガイドライン2002年度版」と

「環境会計ガイドライン2005年度版」なども公表している。

一方、GRIはCERES（Coalition for Environmental Responsible Economies）「環境に責任を持つ経済のための連合」や国連環境計画（UNEP）などが中心となって立ち上げた非政府組織で、2006年に第3版のガイドライン（G3）を公表した。GRIガイドラインは、持続可能性実現のためには経済・環境・社会的側面から企業経営にアプローチする必要があるとの認識から、経済・環境・社会の3要素（トリプル・ボトム・ライン）を含んだ報告書の作成を求めているのが特徴である。本ガイドラインは、世界の2,300以上<sup>10</sup>の非財務報告書などで利用されている。

その他、報告書に関するガイドライン以外には、社会的責任に関するISO規格であるISO26000や国連のグローバル・コンパクト、日本経団連の「企業行動憲章」などがあげられる。

非財務情報の開示に対する法規制としては、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」がある。この法律は、特定事業者の環境報告書の作成と公表の義務付け等について規定しており、特定事業者と利害関係者との間のコミュニケーションの円滑化と信頼性向上を目的としている。本法律によって作成される環境報告書には、事業活動に係る環境配慮の方針や取組、製品等に係る環境配慮の情報などが記載されることが求められている。

### 3. 非財務情報に対する審査・保証

#### 1) 審査・保証の意義

環境問題が深刻化する中で持続可能な開発という意識が高まり、利害関係者にとっても企業にとっても社会的責任という概念は、重要なキーワードになっている。そのため、企業は自らが社会的責任を果たしている事を利害関係者に開示する必要があり、そのコミュニケーション手段として環境報告書などの非財務情報が利用されるようになってきているのである。上述のように、企業が開示する非財務情報は年々増加しており、その役割も拡大しているといえる。国連環境計画とサステナビリティ社、格付け機関のスタンダード&プアー

ズ社は、世界各国で開示されているCSR報告書の格付けを行ない、2006年に「グローバル・レポーターズ～明日の価値～」<sup>11</sup>を公表した。本報告書によると、日本企業は上位50社に富士フィルムやソニーなど5社がランクインしている。一方、残念ながら上位50社には選ばれなかったものの、レベルの高い報告書を作成しているとして「その他の50社」のランキングも作成され、日本企業からは、東京電力とサントリー、エーザイなど5社が選ばれている。この調査結果から、日本の非財務情報の開示については、世界的に見ても決して遜色があるものではなく、企業の積極的な姿勢が伺える。

しかし、このような積極的な取組の中で保険会社による保険金の不払い問題や、製紙業界の不祥事事件など非財務報告書の信頼性を大きく損なう事件が発生した。大手保険会社である損害保険ジャパンは保険金の不払い問題に関して、2006年5月に金融庁より保険業法第133条の規定に基づく業務の一部停止命令および同法第132条の規定に基づく業務改善命令を受けた。その前年の同社の非財務報告書である「CSRコミュニケーションレポート」の中では、「お客様のニーズに応えた質の高い保険商品の提供」や「カスタマーセンターやホームページなどの多様な窓口を通じて、お客様の声を収集、その内容を分析し、サービスの改善に活かす」などを社会的責任の一つに挙げているが、実際には保険金の不払い問題が発生しており事実とは違う内容になってしまっているのである。このような事件からも非財務報告書の信頼性確保が今後の重要な課題になると思われる。

このような問題が発生した背景には、現在の非財務情報に対する審査・保証の規制がなく、基本的に報告書の内容は自由に作成することが可能となっていることが挙げられる。しかし、今日における非財務情報が、利害関係者の意志決定に重要な役割を果たしていることを考慮すると、非財務報告書の信頼性確保が必要不可欠であるといえる。そして、そのための手段として考えられているのが、第三者による非財務情報の審査・保証である。非財務情報に関する報告書の審査を受けることで、報告書そのものの信頼性を高めることが可能となる。さらに、第三者による審査により報告書の内容の正確性に加え、利害関係者が求める情報を正しく認識することで、情報の有用性・適正性についても高めることを期待することができる。

日本では、環境省が非財務情報の信頼性を高めるための手引きとして「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」を公表している。本手引きは、2005年に施行された環境配慮促進法を受けて公表されたもので、同法は特定事業者に環境報告書を作成し、毎年度公表することを義務づけているが、さらに特定事業者自らが環境報告書の記載事項等についての評価を行うことを求めている。「自己」評価であるところに客観的な信頼性としての問題が指摘できるが、環境報告書の自己評価を報告書の信頼性向上の手段の一つとして「評価」することの重要性を認識している点が注目される。

## 2) 審査・保証の概要

非財務情報の審査・保証については、報告書作成組織による自主審査と第三者による審査に分けることが出来る。また、第三者による審査は、公認会計士や監査法人などによる審査と第三者意見と言われる専門家などによる意見表明に分類することが出来る。本稿では、非財務情報の審査を、上記の「自主審査」及び「第三者審査」、「第三者意見」に分類し、考察をすることとする。

まず、自主審査とは、報告書作成組織自身による審査の事で、環境配慮促進法の中でも求められているものである。たとえば、前出の環境省による自己評価の手引きによると、環境報告書の基本的機能を満たすための一般的報告原則として、目的適合性及び信頼性、理解容易性並びに比較容易性という特性が必要であるとしたうえで、報告書の信頼性を高める手段としての自己評価には、①自己評価の実施、②内部管理の徹底、③内部監査基準や環境報告書作成基準等の公開、④社内監査制度等の活用、⑤社会的に合意された環境報告書作成の基準への準拠、があるとしている。ここでの自己評価は、環境省が作成した『環境報告書ガイドライン2007年度版』で求められている29項目について記載事項を確認する方法をとっている。そして、もし報告書に記載しない項目がある場合には、掲載しない理由について説明することが求めている。

次に第三者による審査及び意見では、企業外部の視点で評価が行われることになる。第三者による審査では、一定の規格に従って非財務情報の審査が行われる。たとえば、新日本インテグリティアシュアランスでは、AA1000<sup>12)</sup>の基本原則である重要性・完全性・適応性の3つの視点でインタビューやレビューを

することで非財務報告書を評価し、第三者の立場から所見を表明している。このケースでは、一定の規格に従って非財務報告書の審査を行うことで、前年度以前の状態との比較や他社との比較が可能となっている。

一方、第三者による意見とは、非財務報告書の評価に対してNPOやNGO、CSR研究者が独自の見地から報告書を評価し、第三者の立場から意見を表明するものである。現在、非財務報告書の第三者による評価では、この方式を採用する企業が多くなっている。

第三者審査では、一定の規格に従って審査が行われる事が多いため、他社との比較が可能となるが、第三者意見では、それぞれが独自の見地で評価を行うため、評価項目の違いなどから他社との比較が難しくなっているという相違点がある。

### 3) 審査・保証に関する基準

非財務情報の審査に関しては、いくつかのガイドラインやフレームワークが公表されている。

AA1000保証基準は、非財務情報の保証業務を行う際の基準の一つで、イギリスのNPOであるAccountAbilityが作成したAA1000シリーズの一部を構成しており、次の7項目と2つの付録で構成されている。<sup>13</sup>

1. 信頼性のギャップを埋める
2. 基準の概要
3. アカウンタビリティのコミットメント
4. AA1000原則
5. 証拠
6. 保証報告書
7. 保証提供者の基準

付録A 保証の側面一用語

付録B AA1000シリーズ

AA1000保証基準では、同基準を採用する組織に対して包括性を実践を公約することを求めている。同基準で求める公約の範囲は、社会・環境・経済のパフォーマンスやその影響だけでなく、意志決定や企業行動を利害関係者に説明

することなどとなっている。そして、AA1000保証基準では、次の3項目を基本原則<sup>14</sup>として提示している。

- ・重要性 (materiality)

利害関係者の意志決定や判断のために十分な情報が開示されているか。

- ・完全性 (completeness)

開示すべき情報を完全に認識しているか。

- ・対応性 (responsiveness)

利害関係者に対する的確に対応しているか。

企業などの組織が非財務報告書を作成する際に、これらの3項目について確認することで説明責任を果たすことが期待される。また、第三者審査においてAA1000保証基準が利用されるケースも多くなってきている。現在、AA1000保証基準を利用している報告書は、世界で100以上もあり、日本でも富士フィルムや東芝、東京電力など8社<sup>15</sup>が利用している。

一方、AA1000保証基準に対して、従来 of 財務監査から派生した基準として公表されているのがISAE3000 (International Standard on Assurance Engagements 3000 : 財務情報の監査とレビュー以外の保証業務に関する国際基準) である。ISAE3000は、国際会計士連盟 (IFAC) の国際監査・保証基準審議会が作成した非財務情報を対象とする国際保証基準となっている。そのほか、SA8000 (Social Accountability 8000) やGRIガイドラインなどを利用する方法も考えられている。

## 4. 非財務情報における審査・保証の状況

### 1) AA1000保証基準を利用しているケース

本稿では、AA1000保証基準を利用している企業として富士フィルムの報告書を事例としてとりあげる。富士フィルムは、日本に本社を置き光学デバイスや記録メディア、画像関係の製造を主要事業としている。同社は1960年代後半から日本・米国・欧州を中心に世界規模で輸出を拡大し、現在はアジアを含めた200以上の国と地域で事業を展開している。連結ベースの売上高における海外比率は50%に達しており、欧米での売り上げは35%となっている。

同社は、CSRを誠実かつ公正な事業活動を通じて企業理念を実践し、ビジョンを実現することにより、社会の持続可能な発展に貢献することと捉え、第一に経済的・法的責任を果たすことに加え、社会的要請にもこたえるように企業市民として社会における文化・技術の発展や環境保全に寄与すること、第二に同社のCSR活動が社会の要請や期待に適切に応えているかを利害関係者との対話を通じて確認すること、第三に事業活動に対する説明責任を果たすために、積極的に情報公開を進め、透明性を高める、ことを重点課題に挙げている。

同社は非財務情報の開示手段として「サステナビリティレポート」(90ページ：2007年度版)を公表しており、HPでも閲覧することが可能となっている。報告書は、AA1000シリーズを参考に作成されており、ステークホルダーとの関わりや地球環境との関わり、第三者による評価など7項目から構成されている。同社はステークホルダーを従業員、調達先、地域社会、株主・投資家、取引先、NPO・NGO、顧客、将来世代、業界団体・行政・ビジネスパートナー(順不同)に分類し、それぞれの関わりについて情報開示することで、マテリアリティ(重要性)を認識している。

同社の非財務情報に対する第三者審査は、日本の大手監査法人の関係企業であるあらたサステナビリティ認証機構が、AA1000保証基準に従って評価を行っている。評価では、同認証機構が前年までの評価項目と過去のレポートの記載項目、ステークホルダー・ダイアログの結果から重要であると思われる19の項目(図表1参照)を抽出し、それぞれをAA1000保証基準に定められた重要性、完全性、対応性の3つの視点で評価を行う。評価の実施方法は、報告書の中間原稿や最終原稿の閲覧、ステークホルダー・ダイアログや読者意見交換会への立ち会い、担当者へのヒアリング、経営者層へのインタビューといった形で行われた。

図表 1 AA1000保証基準による審査項目一覧

分類	項目	重要性	完全性	対応性
		4つのパラメータ	開示の対象範囲	開示の有無
経営	コーポレート・ガバナンス	2	全	あり
	コンプライアンス& リスクマネジメント	2	国内	あり
	マネジメントシステム	2	国内	あり
お客様	お客様対応	2	国内	あり
	製品の安全管理	3	国内	あり
株主・投資家	IR活動	2	全	あり
調達先	グリーン調達・ 含有科学物質管理	4	国内	あり
	CSR調達	2	国内	あり
従業員	人事・教育研修	3	本体	あり
	多様性と機会均等	2	本体	あり
	労働安全衛生	3	本体	あり
社会貢献活動	社会貢献活動	2	国内	あり
環境活動	グリーンポリシー	3	全	あり
	環境配慮設計	3	全	あり
	科学物質管理	3	全	あり
	地球温暖化防止	4	全	あり
	省資源	3	全	あり
地域住民	地域住民との対話	2	全	あり
生物多様性	生物多様性に関する方針	2	—	—

(出展：富士フィルム『サステナビリティレポート』2007より抜粋、一部加筆)

・重要性

「コンプライアンスに関するパフォーマンス」と「方針に関するパフォーマンス」、「同業者を基本とした規範」、「ステークホルダーを基本とした重要性」の4つのパラメータのうち、いくつをカバーしているのかを検討

・完全性

理解すべき範囲として「経営上・法律上の責任が伴う事業活動、製品、サービス、組織」を定めている。そして、図表1の19項目について、開示情報がカバーする組織の範囲（全社・国内グループ会社・本体・それ以外）の開示情報を評価

- ・対応性

図表1の19項目が、具体的にレポート内で開示されているかどうかを検討

今回の審査では、調査対象となった19項目のうち環境問題に関する項目の評価が高くなっており、同社が環境問題への取り組みを積極的に行なっていることがわかる。図表1は、それぞれの項目ごとの記載状況を一覧表にまとめたものだが、非財務報告書の簡単な成績表になっていると言える。この状態だと、その報告書の開示レベルが一目瞭然になっており、比較も容易になると思われる。しかし、それぞれの項目については、対応しているかどうかの判断が加えられるだけであるため、その記述内容の質までは審査対象とはなっていないという問題もある。

## 2) 保証基準を利用していないケース

ここでは、AA1000保証基準等の基準を利用していないケースとして、損害保険ジャパンの報告書を事例としてとりあげる。損害保険ジャパンは、日本に本社を置き保険商品の販売を中心とした事業を展開している。日本国内に500以上の支店・営業所を展開し、代理店は57,000店を超える。2006年度の保険料収入は約1兆6,000億円で、そのうち50%近くを自動車保険による収入が占めている。

同社は、損害保険会社としての事業活動の強みを社会的問題の解決に活かして利害関係者の期待に応えていくためにCSR活動を「本業の領域（リスクマネジメント・金融）」、「社会貢献の3領域（福祉・美術・環境）」、「社員の全員参加による活動領域」において展開するとしている。また、これらの領域の中でも重点課題として、「気候変動への適応と緩和」、「安全・安心へのリスクマネジメント」、「CSR金融」、「地域における協同の促進」の4つを挙げている。

同社は非財務情報の開示手段として、「CSRコミュニケーションレポート」（85ページ：2007年度版）を作成し、HPでも閲覧することが可能となっている。本報告書は、6章構成になっており、同社のCSRへの考え方を示すとともに、利害関係者を顧客、代理店、株主、従業員、環境、地域社会の6項目に分類し、項目ごとにCSR情報を開示している。同社の非財務報告書は、環境省の「環境報告書ガイドライン」と「GRIガイドライン」を参考に作成されているが、

AA1000シリーズなどの保証を含めたガイドラインは利用していない。また、保険金不払い問題を背景とした信頼回復のため「損保ジャパン再生プラン」に10ページ近くのスペースが割かれている。

本報告書は、AA1000保証基準等の基準を利用する代わりに、NPOによる第三者意見を採用している。評価項目は「高く評価すべき点」と「一層の努力を求めたい点」で、CSR活動について4つの重点課題を提示した点や顧客からの苦情をホームページ上で公開している事などが高く評価すべき点に挙げられている。一方で、一層の努力を求めたい点には、全社的なCSRの推進体制を、中期的な目標から今年度の目標を立て、次年度の目標と重点対策へと発展させていくPDCAサイクルの確率と拡充を急ぐことや障碍を持つ従業員の雇用の促進などが挙げられている。また、前年度に第三者意見として指摘された問題点についても、その対策と成果が記載されている。マテリアリティについては、報告書の作成時点では考慮されているものの、報告書の評価の際に考慮したという記述はない。

### 3) 保証の有無による非財務情報の相違点

本稿のケースで取り上げた2社の非財務報告書を見てみると、業種が違いため単純な比較は難しいが、2社ともCSRへの切り口が違うため報告書の構成が違うものの、どちらも90ページ前後と内容的には充実している。また、損害保険ジャパンは、2000年に第4回環境報告書大賞の受賞を皮切りに2001年以降も数回受賞している。そのほか、Dow Jones Sustainability Indexesへ組み入れられるなど、損害保険ジャパンのCSR活動は社会から高く評価されているといえる。一方、富士フィルムの報告書は、サステナビリティ社によるCSR報告書に関する調査で上位50社に位置づけられるほど海外での評価は高くなっている。どちらの報告書からも利害関係者を正確に認識し、適切な対応を行っているという印象を受けることができた。以上の事から、報告書の作成の際に、AA1000保証基準を採用している報告書と採用していない報告書について、内容的に大きな違いはないように思われる。

第三者による審査に関しては、AA1000保証基準を採用している富士フィルムの報告書では、重要性と完全性、適応性の3つの視点から総合的に審査され

ている点で分かりやすい審査報告書となっている。一方で、独自の視点で審査されている損害保険ジャパンの第三者意見では、評価されるべき点と改善すべき点の両方を示すことで、報告書の問題点も明らかにしているものの、評価視点が報告書の評価者の視点に偏ってしまっているという問題もある。そのため、他社の非財務報告書の審査結果との比較可能性が保たれていないのである。

## 5. おわりに

本稿では、非財務情報の開示に関して、報告書の保証基準を採用している非財務報告書と採用していない非財務報告書の比較を通して、非財務報告書の保証に関する現状と課題について考察した。その結果、保証基準を採用しているか否かによって報告書の質に大きな違いは確認できなかった。しかし、何らかの基準を利用していないことで、他社との比較可能性が損なわれてしまったり、保証付与者の偏った視点のみの審査になってしまったりという問題点が明らかとなった。一方で、AA1000保証基準は利害関係者の利便性を高めるために3つの視点で報告書を作成することを求めているが、基準そのものは範囲が広く曖昧な点が残されている。同じAA1000保証基準を採用した報告書であっても、完全に比較可能であるとは言えない。また、必要な情報が記載されているかどうか判断基準となっているため、情報の質については問われていないという問題もある。そのため、AA1000保証基準をクリアしていたとしても、その内容には疑問が残る可能性もある。しかしながら、何らかの保証基準を利用することで報告書の客観的な信頼性を高めることが期待できる。

現在、多くの企業が非財務情報を開示しているが、企業側も報告書の信頼性を高める必要があるとの認識を持つようになってきた。環境省の調査によると、「環境報告書の普及や質の向上のためには、どのような方策が必要と考えますか」という問いに対して、環境報告書に関するガイドラインの見直しや優れた報告書の表彰などが必要だと回答している。この調査結果からも、何らかの方法で報告書の信頼性を高めることが重要になってきていることが分かる。CSR情報を認識し、開示することで社会的評価が得られるという段階は終わり、利害関係者にとって必要な情報を認識し、正しい情報を開示することが評価の

対象に移ってきていると言える。本稿では、このような状況の中で非財務情報を積極的に開示している企業を中心にその保証状況と内容について考察してきたが、何らかの保証基準を採用している企業が少ないため、事例研究にはいくつかの問題点が残されている。これらの点は、今後の研究課題として取り組み、非財務情報の信頼性確保に関する研究に繋げていきたい。

## 注

- 1 特定事業者には、独立行政法人や国立大学法人などの公的法人が指定されている。
- 2 環境省が毎年実施している「環境にやさしい企業行動調査」で、東京、大阪、名古屋の各証券取引所の1部、2部上場企業2,695社および従業員数500人以上の非上場企業等3,749社、合計6,444社を対象としており、平成18年8月に調査開始。有効回答数は、上場企業1,213社（45%）、非上場企業等1,478社（39.4%）、合計2,691社（41.8%）となっている。
- 3 (財)日本規格協会編『CSR企業の社会的責任 事例による企業活動最前線』(財)日本規格協会、2004年、p.114所収
- 4 環境省による「環境にやさしい企業行動調査」
- 5 厚生年金基金連合会のコーポレート・ガバナンスファンドの詳細については、<http://www.pfa.or.jp/index.htm>を参照されたい。
- 6 グッド・カンパニーの評価基準には、環境に関する経営方針や環境会計、環境負荷削減の取組、社会活動への積極関与などが挙げられている。詳しくは、日本総合研究所編『わが国企業のCSR経営の動向2004』2005年を参照されたい。
- 7 本調査は、内閣府が各都道府県の国民生活モニター（2,300名）を対象に、2001年8月30日から2001年9月11日までにに行ったものである。有効回答者数は、2,242名（回収率：97.5%）。
- 8 環境省編『環境にやさしい企業行動調査』
- 9 本章での非財務情報開示のための報告書名の移り変わりについては、みずず監査法人によるトレンドウォッチ「ステークホルダー・エンゲージメントに向けて～2006年発行のCSR報告書に見る日本企業の関心～」を参考にした。詳しくは、みずず監査法人のHPを参照されたい。
- 10 <http://www.corporateregister.com/> 現在、GRIガイドラインに準拠した2,381の報告書が掲載されている。日本では、189の報告書がGRIガイドラインに準拠している。
- 11 本報告書については、<http://www.sustainability.com/index.asp>を参照されたい。隔年の発行となっている。評価方法は、会社概要などの基本情報からパフォーマンス情報など29項目で、評価の際の視点はパフォーマンスの優劣ではなく報告書の質となっている。
- 12 AA1000は、イギリスのNPOであるAccountAbilityが開発した基本原則および保証基準で、重要性・完全性・適応性の3要素から構成されている。非財務報告書の審査基準として利用される。詳細は、第3章第3項を参照のこと。
- 13 上妻義直著『環境報告書の保証』同分館、2006年、p.108所収

- 14 AccountAbility “AA1000 Assurance Standard”2003 詳細は、<http://www.accountability.org.uk> を参照されたい。
- 15 AA1000保証基準を利用している企業の調査は、<http://www.corporateregister.com> による。日本では、富士フィルム、日興コーディアル証券、日本製紙、タクマ、三菱東京UFJ銀行、東京電力、東芝、あいおい損保の計8社が利用している。2008年4月現在、corporateregister にはあいおい損保を除いた7社が登録されている。

## 参考文献

- 上妻義直著『環境報告書の保証』同文館、2006年
- 環境省編『環境にやさしい企業行動調査』環境省、2007年
- 環境省編『環境報告書ガイドライン』環境省、2003年
- 環境省編『環境コミュニケーションの更なる広がりを目指して～環境配慮促進法について～』環境省
- 環境省編『環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き』環境省、2007年
- 環境省・日本公認会計士協会編『CSR情報審査に関する研究報告』2007年
- 國部克彦・伊坪徳宏・水口剛著『環境経営・会計』有斐閣アルマ、2007年
- 柴田英樹・梨岡英理子著『進化する環境会計』中央経済社、2006年
- 水口剛著『企業評価のための環境会計』中央経済社、2002年
- 宮崎修行著『統合的環境会計論』創成社、2001年
- AccountAbility “Stakeholder Engagement Standard Exposure draft”  
(<http://www.accountability21.net/>)
- AccountAbility “AA1000 Assurance Standard” AccountAbility, 2003  
(<http://www.accountability21.net/>)
- Global Reporting Initiative “Sustainability Reporting Guideline” 2006  
(<http://www.globalreporting.org/Home>)
- 日本公認会計士協会編「CSRマネジメント及び情報開示並びに保証業務の基本的考え方について」『経営研究調査会研究報告書26号』2005年
- 上妻義直著「日本型CSR報告書の特性」『会計』第173巻第4号、森山書店
- 吉見宏著「非財務情報の監査」『会計』第173巻第4号、森山書店
- 損害保険ジャパン『CSRコミュニケーションレポート2007』
- 損害保険ジャパン『CSRコミュニケーションレポート2006』
- 富士フィルム『サステナビリティレポート2007』
- 富士フィルム『社会・環境レポート2006』